○三豊市子ども医療費助成に関する条例

平成18年1月1日
条例第117号
改正　平成18年6月23日条例第272号
平成20年6月27日条例第30号
平成22年7月5日条例第22号
平成23年6月30日条例第24号
平成28年6月29日条例第28号

(目的)

第1条　この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの疾病の早期発見及び治療を促進し、もって子どもの保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において「子ども」とは、乳幼児(満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの者)及び児童生徒(満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者のうち乳幼児以外のもの)をいう。

2　この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。

3　この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1)　健康保険法(大正11年法律第70号)

(2)　船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3)　私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4)　国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5)　国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(6)　地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

4　この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

5　この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

6　この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

(助成対象者)

第3条　この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者であり、かつ、三豊市の区域に住所を有する子ども(以下「対象となる子ども」という。)の保護者とする。

2　前項の規定にかかわらず、対象となる子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、その保護者を助成の対象としない。

(1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2)　児童生徒で、三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第116号)による医療費の助成を受けることができるもの

(3)　児童生徒で、三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第129号)による医療費の助成を受けることができるもの

(助成)

第4条　市長は、前条に定める助成対象者に対し、対象となる子どもに係る一部負担金等(付加給付等があるときは、その額を控除した額)を助成するものとする。ただし、市長の指定する医療機関等(以下「医療機関等」という。)における医療等について保険給付を受ける場合は、当該助成対象者が支払うべき一部負担金等に相当する金額を、医療機関等の請求により、直接当該医療機関等に助成することができる。

(助成の方法)

第5条　市長は、前条に定める助成すべき額を、当該助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、助成対象者が保険医療機関等に助成すべき額を支払った場合は、助成対象者の申請に基づいて助成するものとする。

2　市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(助成金の返還)

第6条　市長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の高瀬町乳幼児医療費助成に関する条例(昭和48年高瀬町条例第8号)、山本町乳幼児医療費助成に関する条例(昭和48年山本町条例第12号)、三野町乳幼児医療費助成に関する条例(平成6年三野町条例第20号)、豊中町乳幼児医療費助成に関する条例(昭和48年豊中町条例第12号)、詫間町乳幼児医療費助成に関する条例(昭和48年詫間町条例第594号)、仁尾町乳幼児医療費助成に関する条例(昭和48年仁尾町条例第16号)又は財田町乳幼児等医療費助成に関する条例(昭和48年財田町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成18年条例第272号)

(施行期日)

1　この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日前に行われた医療等にかかる乳幼児等医療費等の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成20年条例第30号)

(施行期日)

1　この条例は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日前に行われた医療等にかかる乳幼児等医療費等の助成については、なお従前の例による。

附　則(平成22年条例第22号)

(施行期日)

1　この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の三豊市子ども医療費助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

3　改正後の条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(三豊市母子家庭等医療費支給に関する条例の一部改正)

4　三豊市母子家庭等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第116号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正)

5　三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第129号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成23年条例第24号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第6条第2項を削る改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

附　則(平成28年条例第28号)

この条例は、平成28年8月1日から施行する。